## 児童の生活環境の改善について

## 1 児童及び家庭への支援について

	主な意見	取組の方向性	ソフト面(必要な機能)	八一ド面(必要な整備)
(1) 子どもの意見表明を 支援する体制づくり こついて	○子どもの意見表明の確保にあたっては、第三者的な外部の者が子どもの意見を聞き取るなど、より疎通性のある仕組みづくりが必要である。 ○子ども自身の評価やステージ制の進度に関連づけられない意思表示の機会を保障する必要がある。 ○自ら発信することが苦手な子どもがいることを想定し、定期的に話を聞く機会を設ける必要がある。 ○子どもと生活を共にする職員だけでなく、家庭支援や自立支援など異なる立場で子どもの意見を聞き取る役割は重要である。	<ul> <li>①外部の者による意見の汲み取りについて</li> <li>・第三者委員による全ての子どもへの定期的な面接の実施</li> <li>②施設内における意見表明の機会について</li> <li>・「子ども会」の実施など、子どもを交えた話し合いの実施</li> <li>・子どもが安心して話ができる環境の整備</li> <li>・生活アンケートについて、幅広く子どもの意見を聞き取る内容への改編</li> </ul>	○第三者委員による子どもの意見の汲み取り ○「子ども会」を実施し、子どもの意見を日課等へ反映させる 仕組みづくり ○生活アンケートによる子どもの意見の汲み取り	○面接室を設置し、個別に話できる環境の整備
(2) 心理的ケアを必要と する子どもへの支援 について	○ケアニーズの高い子どもが入所している状況を踏まえ、 子どもの特性等に応じた生活上の支援が必要である。 ○教育、福祉、医療等と連携して支援を行う体制が必要である。	①組織的な支援体制づくりについて ・県内の児童心理治療施設との合同勉強会や意見 交換会の実施 ②関係機関と連携した支援体制づくりについて ・児童相談所と施設の協働による評価の実施 ・医療機関等との事例検討会の実施 ・児童心理治療施設と連携した個別支援の充実	○児童相談所の児童福祉司や児童心理司を交えたサポートケア (評価や支援方針の検討)の実施 ○子どもの心の診療ネットワーク事業を活用した医療機関と の連携(助言を受けられる機会の設定や、事例検討会の 実施) ○子どもの受診や服薬状況の管理など、医療的な視点から対応 できる体制 ○児童心理治療施設さくらの森学園への通所など子どもに 応じた支援の実施	○クールダウン室の設置など子どもの特性等に配慮した 環境の整備
(3) 自立支援計画の策定 と実施について	○保護者自身、様々な生い立ちや現状があり、子どもの施設入所に対して困惑したり、傷つき体験となっている場合がある。このため、施設職員が保護者の気持ちに寄り添い、生い立ちや困りごとを話せる関係性を構築することが重要であり、その関係性を通して、保護者自身の振り返りや自立支援計画への参画につながると考えられる。 子ども自身の得意なことや頑張りたいことを明確にするとともに、その目標に対して保護者や関係者がどのように支援を行うのかを共有できることが必要である。	<ul><li>○計画策定の過程において、保護者や支援機関と協議する場の 設定</li><li>○それぞれの子どもに応じた目標や課題、支援内容等について、 子どもと保護者が共有できる方法の検討</li></ul>	○計画策定、見直しの過程で保護者と面接する機会の設定 ○子どもや保護者と共有できるシートの作成 ○関係機関(市町村の児童福祉担当部署や医療機関等)と支援 内容を検討、共有する機会の設定 ○自立支援計画と連動したステージ制支援の見直し	
2 高機能化及び多機能化について				
(1) 退所児童への支援体 制について	<ul> <li>○施設入所中から退所後まで一貫した、連続性のある支援基盤が重要である。</li> <li>③家庭復帰を目指し、親子支援の一環として宿泊可能な設備が必要である。</li> <li>○支援が完了していない子どもについては、民間と連携しながら、中学卒業後も引き続き施設において支援できる体制が必要である。</li> <li>○提携型グループホームを設置するなど、地域において支援できる環境整備が必要である。</li> <li>○自立支援や家庭支援を専門的に行える職員の配置が必要である。</li> </ul>	<ul><li>○施設入所中から、子どもや保護者に対し地域と協力した支援が行われるよう、関かれた学園として退所後を見据えた一貫した支援の実施</li><li>○中学卒業段階で引き続き支援が必要な子どもに対する、民間と連携した支援体制の構築</li></ul>	-   ○入所後早期から、地域の関係機関と連携した家庭訪問等による支援の実施	○親子が交流できる場や、自立に向けた訓練を行える現境整備(浴室やキッチンなどの設備のある居室) ○中卒児の支援が行える生活環境の整備 〈案1〉 ・学齢児と同寮において、生活空間を分けた生活環境の整備 〈薬2〉 ・施設内又は施設外において、中卒児が生活できる 住環境の整備
3 児童の環境改善について				
(1) 子どもの生活環境の 見直しについて	<ul><li>○各寮ともに少人数で、ホーム内において衣食住が完結する、 家庭的な雰囲気のある住環境が必要である。</li><li>○居室や浴室等の個室化など、ブライバシーに配慮した環境が 必要である。</li></ul>			○各ユニット6人程度の小規模なグループ設定 ○居室の個室化や、ブライバシーに配慮した導線設計